

船舶インシデント調査報告書

平成25年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成24年10月27日（土） 13時00分ごろ
発生場所	福井県若狭町破風崎付近 若狭町所在の常神岬灯台から真方位163° 3,300m付近 （概位 北緯35° 36.4′ 東経135° 49.6′）
インシデント調査の経過	平成24年10月29日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 川田号、5トン未満 253-31651 滋賀、個人所有 3.64m (Lr) × 1.47m × 0.62m、FRP ガソリン機関、14.70kW、平成5年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 33歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年7月16日 免許証交付日 平成21年5月14日 （平成26年5月14日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	なし
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、本船の所有者ほか1人を乗せ、平成24年10月27日07時50分ごろ若狭町遊子漁港を出港し、船長が、船外機を操作して常神岬付近の釣り場に向かい、同釣り場で漂泊してイカ釣りを行った。 船長は、本船が風で流されて釣りのポイントから外れれば、船外機を使って元のポイントに戻っては釣りを続けていたところ、風が強くなったので、12時00分ごろ常神岬南東方の入り江に移動し、漂泊して釣りを続けた。 船長は、入り江でも風が強くなったので釣りをやめ、12時45分ごろ同入り江を発進して遊子漁港に向けて帰途につき、破風崎沖約300mの所を時速約20km/hで航行していたところ、13時00分ごろ船外機が停止した。 船長は、燃料タンク（容量24ℓ）に燃料（ガソリン）が少し残っ

	<p>ていたので、同タンクを傾けて船外機を始動したものの、残りの燃料では遊子漁港に戻ることが困難であると判断して破風埼に向かい、乗船者2人と共に破風埼の海岸に上陸した。</p> <p>船長は、上陸した海岸では燃料の搬入や陸路での移動が困難であったので、14時15分ごろ携帯電話で海上保安庁へ118番通報して救助を要請した。</p> <p>海上保安庁では、若狭町水難救済会に出動を要請し、同会所属の救助船に海上保安官を乗船させ、15時25分ごろ同町常神漁港から出港して破風埼に向かい、15時48分ごろ本船の乗船者3人を救助するとともに、救助船により本船を遊子漁港にえい航した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm、うねり なし、潮汐 高潮時</p>
その他の事項	<p>船長は、約14年前から小型船舶を操縦するようになり、ふだんは遊漁船で釣りに出掛けていたが、船釣りに慣れており、風潮流のことをよく知っていたので、本船で釣りに出掛けたときには、本船を操縦して常神岬付近の釣り場で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、年間1～2回、本船の所有者と2人で本船に乗船して釣りに出掛けていたが、本船に3人が乗船して釣りに出掛けたのは、本インシデント当日が初めてであった。</p> <p>本船は、ふだんから燃料タンクに燃料を満載して出港しており、船長及び本船の所有者の2人が乗船して常神岬付近の釣り場で釣りを行ったときには、遊子漁港に帰港後に燃料が残っていたので、本インシデント当日、船長は、3人が乗船して釣りに出掛けても、ふだんと同じ釣り場で釣りを行うので、燃料が不足することはないと思い、出港前に燃料タンクに燃料が満載されていることを確認して出港した。</p> <p>船長は、ふだんは常神岬付近の釣り場まで約20～30分で到着するところ、3人が乗船していたこともあって到着までに約40分を要し、また、漂泊して釣り中、本船が風で流されて釣りのポイントを外れれば、船外機を使って元の釣りのポイントに戻ることを繰り返していたものの、出港後は燃料タンクのゲージを確認していなかった。</p> <p>船長は、本インシデント後、燃料タンクのゲージが正常に動いていることを確認した。</p> <p>船長は、出港前に気象情報を確認し、昼ごろから風が強くなるとの気象予報が出ていることを知っていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.1m及び船尾約0.5mであった。</p> <p>船長ほか2人は、全員が膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、破風埼沖を遊子漁港に向けて帰航中、船長が燃料の残量を確認していなかったことから、燃料が不足して船外機が停止し、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>本船は、3人が乗船していたこと、及び漂泊して釣り中に風で流されて釣りのポイントを外れれば、船外機を使って元の釣りのポイントに戻ることを繰り返していたことから、ふだんよりも燃料を消費し、燃料が不足したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が破風埼沖を遊子漁港に向けて帰航中、船長が燃料の残量を確認していなかったため、燃料が不足して船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港後においても燃料の残量を確認すること。 ・ 予備の燃料タンクに予備燃料を搭載しておくことが望ましい。